



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*3 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則 2

○ 告示

452	外来生物の防除	(環境生活総務課).....	14
453	〃	(〃).....	14
*454	公衆浴場入浴料金の指定	(食品・生活衛生課).....	15
455	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	15
456	〃	(〃).....	16
457	〃	(〃).....	16
458	〃	(〃).....	16
459	〃	(〃).....	16
460	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	17
461	〃	(〃).....	17
462	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	17
463	大規模小売店舗の変更の届出	(〃).....	18
464	〃	(〃).....	19
465	〃	(〃).....	20
466	〃	(〃).....	21
467	〃	(〃).....	21
468	〃	(〃).....	22
469	〃	(〃).....	23
470	〃	(〃).....	24
471	〃	(〃).....	25
472	〃	(〃).....	25
473	〃	(〃).....	26
474	〃	(〃).....	27
475	〃	(〃).....	28
476	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(〃).....	29
477	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	29
478	道路の区域変更	(道路保全課).....	29
479	道路の供用開始	(〃).....	30
480	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	30

○ 監査公表

監査公表第4号	31
監査公表第5号	31

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則を次のように定める。

令和元年9月13日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例（平成31年和歌山県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づく公安委員会の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（飲食店営業者への通知）

第3条 条例第15条第1項の規定による通知（以下この条及び次条において「通知」という。）は、飲酒運転発生通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 公安委員会は、当該飲食店における営業が廃止されたと認めるときその他の通知を行うことが相当でないと認めるときは、当該飲食店営業者に対する通知を行わないものとする。

（飲食店営業者への指示）

第4条 条例第15条第2項の公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に、当該飲食店が違反者に対しその違反に係る酒類の提供を行ったとき。
 - (2) 当該飲食店における営業に関して条例第9条第2項に規定する措置が常態として講じられていると認められないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該飲食店営業者に対し、条例第15条第2項の規定による指示（以下この条及び第10条において「指示」という。）を行わないものとする。
- (1) 当該飲食店営業者が当該飲食店における営業に関して指示を受けた日の翌日から起算して1年を経過しない者であるとき（当該飲食店営業者が当該指示に係る条例第15条第5項の規定による書面の掲示及び措置の命令（以下次号及び第10条において「掲示等命令」という。）を受けた者であるときを除く。）。
 - (2) 当該飲食店に係る掲示等命令の期間内にあるとき。

3 指示は、指示書（別記様式第2号）により行うものとする。

（公表）

第5条 条例第15条第3項の規定による公表（以下この条において「公表」という。）は、次の各号に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 公表の対象となる飲食店営業者（以下「公表対象者」という。）の氏名
- (2) 公表の対象となる飲食店の名称及び所在地
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) その他公安委員会が必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与）

第6条 条例第15条第4項の規定による意見を述べる機会の付与は、公表対象者に対し、意見聴取通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 前項の場合において、公安委員会は、意見を述べる方法について、申述書（別記様式第4号）の提出又は口頭による意見の陳述のいずれかの方法を指定するものとする。

3 公安委員会は、第1項の意見を述べる機会の付与に当たっては、申述書の提出期限又は口頭による意見

の陳述の聴取の日時までに相当な期間をおくものとする。

4 公表対象者は、意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

5 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公表対象者が意見を述べる機会を放棄したものとみなすことができる。

(1) 公表対象者が指定された提出期限までに申述書を提出せず、又は公表対象者若しくは代理人が口頭による意見の陳述の聴取の日時に出頭しなかったとき。

(2) 口頭による意見の陳述の聴取の日時に出頭した公表対象者又は代理人が意見を述べずに退場したとき。

(口頭による意見の陳述の聴取)

第7条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の陳述の方法を指定したときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見の陳述を聴取させ、これを録取させるものとする。

(口頭による意見の陳述の聴取の日時等の変更)

第8条 公表対象者（第6条第2項の規定により口頭による意見の陳述の方法を指定された者に限る。第3項及び次条において同じ。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、口頭意見陳述日時等変更申出書（別記様式第5号）により、口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を公安委員会に申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所を変更することができる。

3 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の陳述の聴取の日時若しくは場所を変更するとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の陳述の聴取の日時若しくは場所を変更しないこととしたときは、速やかに、その旨を口頭意見陳述日時等（変更）通知書（別記様式第6号）により、公表対象者に通知しなければならない。

(代理人の選任)

第9条 公表対象者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、公表対象者のために、口頭による意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 公表対象者は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（別記様式第7号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 公表対象者は、第1項の規定により選任した代理人を解任したとき、又は代理人が辞任、死亡その他の事由によってその資格を失ったときは、代理人解任等届出書（別記様式第8号）により、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(掲示等命令)

第10条 掲示等命令は、指示を受けた飲食店営業者が当該指示を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に、当該指示に係る措置をとったと認められないときに、掲示等命令書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 掲示等命令の期間は、3か月（当該掲示等命令に係る飲食店営業者が当該飲食店における営業に関し過去3年以内に掲示等命令を受けたことがあるものにあつては、6か月）を超えないものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

和 公 委 第 号
年 月 日

様

和歌山県公安委員会 印

飲酒運転発生通知書

下記の違反内容に係る違反者について、あなたが営業している飲食店において飲酒したと認められるので、和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例(平成31年和歌山県条例第16号)第15条第1項の規定により通知します。

記

違反内容	違反の種別	<input type="checkbox"/> 酒気帯び運転 <input type="checkbox"/> 酒酔い運転 <input type="checkbox"/>
	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	
違反者が飲酒した日		年 月 日
違反者が飲酒した飲食店の所在地		
違反者が飲酒した飲食店の名称		
備 考		

注 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。

別記様式第2号（第4条関係）

和歌山県公安委員会達交企第 号

指 示 書

年 月 日

様

和歌山県公安委員会 印

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例（平成31年和歌山県条例第16号）第15条第2項の規定により、下記のとおり指示する。

記

飲食店の名称	
飲食店の所在地	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県公安委員会（和歌山県警察本部交通部交通企画課経由）に対し審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第3号(第6条関係)

(表)

和 公 委 第 年 月 号 日 様 和歌山県公安委員会 印	
意 見 聴 取 通 知 書	
和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例(平成31年和歌山県条例第16号)第15条第4項の規定により、意見を述べる機会を与えますので、和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則(令和元年和歌山県公安委員会規則第3号)第6条第1項の規定により通知します。	
予定される公表の内容	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
<input type="checkbox"/> 申述書の提出期限	年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 口頭による意見の陳述の聴取の日時	年 月 日 時 分から
聴取の場所	
申述書及び証拠資料の提出先	
備 考	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注

- 1 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。
- 2 口頭による意見の陳述の聴取の場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- 3 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、この意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の陳述の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 正当な理由がなく提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の陳述の場合は、出頭すべき日時に出席しないとき又は出席したが意見を述べずに退場したとき）は、和歌山県公安委員会は、意見がないものとして取り扱います。
- 3 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 4 口頭による意見の陳述の聴取が行われる場合であって、あなたに病気その他やむを得ない理由があるときには、口頭による意見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができますので、あなたの住所及び氏名、この意見聴取通知書の番号及び日付並びに申出事項、申出内容及び申出理由を記載した口頭意見陳述日時等変更申出書を和歌山県公安委員会に提出してください。
- 5 口頭による意見の陳述の場合は、あなたに代わって代理人を選任することができますので、代理人を選任したときは、あなたの住所及び氏名、この意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びにあなたとの関係を記載した代理人選任届出書を和歌山県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取の期日に出席する場合には、この意見聴取通知書を持参してください。

別記様式第4号(第6条関係)

申 述 書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

住所

氏名 ㊟

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則(令和元年和歌山県公安委員会規則第3号)第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

記

意見聴取通知書の番号及び日付	和 公 委 第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第5号(第8条関係)

口頭意見陳述日時等変更申出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

住所

氏名 ㊟

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則(令和元年和歌山県公安委員会規則第3号)第8条第1項の規定により、次のとおり意見の陳述の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の番号及び日付	和 公 委 第 号 年 月 日		
変更申出事項	<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更		
変更内容	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

注 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。

別記様式第6号(第8条関係)

和 公 委 第 号
年 月 日

様

和歌山県公安委員会 印

口頭意見陳述日時等(変更)通知書

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則(令和元年和歌山県公安委員会規則第3号)第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

意見聴取通知書の番号及び日付	和 公 委 第 号 年 月 日
----------------	--------------------

変更決定

変更事項		<input type="checkbox"/> 日時の変更	<input type="checkbox"/> 場所の変更
		<input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更	
変更内容	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

不変更決定

日時又は場所を 変更しない理由	
--------------------	--

注 該当する□の中にレ印又は■を付すこと。

別記様式第7号(第9条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

住所

氏名 ㊟

私は、和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則(令和元年和歌山県公安委員会規則第3号)第9条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、口頭による意見の陳述に関する一切の行為をすることを委任します。

意見聴取通知書の番号及び日付	和 公 委 第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
私と代理人との関係	

別記様式第8号 (第9条関係)

代理人解任等届出書

年 月 日

和歌山県公安委員会 様

住所

氏名 ㊦

私は、口頭による意見の陳述に関する代理人を解任したので、和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例の施行に関する和歌山県公安委員会規則（令和元年和歌山県公安委員会規則第 3 号）第 9 条第 4 項の規定により届け出ます。

意見聴取通知書の番号及び日付	和 公 委 第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
代理人解任の理由 〔 代理人が辞任、死亡その他の事由によりその資格を失ったときは、その事由 〕	

別記様式第9号（第10条関係）

和歌山県公安委員会達交企第 号

掲 示 等 命 令 書

年 月 日

様

和歌山県公安委員会 印

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例（平成31年和歌山県条例第16号）第15条第5項の規定により、下記のとおり指示書の掲示及びその指示に係る措置をとるべきことを命ずる。

記

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
命令の対象となる飲食店	所在地	
	名 称	
命 令 の 内 容		
命 令 の 期 間		年 月 日から 年 月 日までの間
命 令 を す る 理 由		

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県公安委員会（和歌山県警察本部交通部交通企画課経由）に対し審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

告 示

和歌山県告示第452号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、外来生物の防除に関し、次のように公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 防除の対象となる外来生物の種類（種名）

アフリカツメガエル（学名 *Xenopus laevis*）（以下単に「アフリカツメガエル」という。）

2 防除を行う区域

田辺市新庄町の一部

（区域を表示した図面は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室に備え置いて縦覧に供する。）

3 防除を行う期間 令和元年9月13日から令和11年3月31日まで

4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、アフリカツメガエルの野外における生息状況の監視に努め、生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を実施する。

また、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて完全排除や影響の低減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

5 防除の内容

(1) 調査

アフリカツメガエルの生息状況及び被害状況について、情報の収集、整理及び分析を行う。

(2) 捕獲

地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて捕獲を実施する。

(3) モニタリング

防除の進捗状況を点検するために、生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、その結果を防除の実施に適切に反映させる。

6 その他防除に関し必要な事項

(1) 防除手法等の技術の開発

効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及を行う。

(2) 普及啓発の推進

防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発を行う。

和歌山県告示第453号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成31年和歌山県条例第12号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、外来生物の防除に関し、次のように公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 防除の対象となる外来生物の種類（種名）

ジギタリス（学名 *Digitalis purpurea*）（以下単に「ジギタリス」という。）

2 防除を行う区域

田辺市龍神村龍神の一部

（区域を表示した図面は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室に備え置いて縦覧に供する。）

3 防除を行う期間 令和元年9月13日から令和11年3月31日まで

4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、ジギタリスが既にまん延している場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ジギタリスが今後被害を及ぼすおそれがある場合には、その監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施する。

5 防除の内容

(1) 調査

ジギタリスの生育状況及び被害状況について、情報の収集、整理及び分析を行う。

(2) 採取等

地域の状況に応じ、効果的な手法で採取等（採取し、又は枯死させることをいう。）を実施する。

(3) モニタリング

防除の進捗状況を点検するために、生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、その結果を防除の実施に適切に反映させる。

6 その他防除に関し必要な事項

(1) 防除手法等の技術の開発

効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及を行う。

(2) 普及啓発の推進

防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発を行う。

和歌山県告示第454号

物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和元年10月1日から施行する。

平成20年和歌山県告示第1603号（公衆浴場入浴料金の指定）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

区 分	大 人 (12歳以上)	中 人 (6歳以上12歳未満)	小 人 (6歳未満)
料 金	440円	150円	80円

備考 公衆浴場衛生基準等に関する条例（昭和23年和歌山県条例第41号）第1条の2に規定するその他の公衆浴場については、この統制額を適用しない。

和歌山県告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	セントケア訪問看護ステーション 中之島	令和 元. 7. 1
--------------	------------------	------------------------	---------------

和歌山県告示第456号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人同仁会	海南市築地1-50	阪井カルフル・ド・ルポ	令和 元. 8. 1

和歌山県告示第457号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社カルナエイト	和歌山市榎原250-3	訪問看護ステーションこむすび岩 出紀の川	令和 元. 9. 1

和歌山県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
調剤薬局ホンダ直川店	和歌山市直川569-3	中原靖浩	令和 元. 9. 1

和歌山県告示第459号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
---------	----------	--	--------------

セイムス那智勝浦朝日薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日1-221	岡本絵理	令和 元.9.1
--------------	------------------	------	-------------

和歌山県告示第460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社STRADA	和歌山市坂田561-18	医療機関の所在地	和歌山市坂田654-4	和歌山市坂田561-18	平成 30.9.1

和歌山県告示第461号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ファーマシイ薬局アゼリア	和歌山市木ノ本103番地の3	開設者の所在地	広島県福山市沖野上町四丁目23番27号	広島県福山市沖野上町四丁目13番27号	令和 元.7.1
		開設者の氏名又は名称	株式会社ファーマシイ代表取締役 武田宏	株式会社ファーマシイ代表取締役 山中修	

和歌山県告示第462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス古屋店
和歌山県和歌山市古屋字五反田153番3外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年4月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,523㎡
- 6 駐車場の収容台数
52台
- 7 駐輪場の収容台数
18台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
9.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
1か所（敷地北側1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和元年8月22日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第463号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス御膳松店

和歌山県和歌山市湊字堤外坪1827-5外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス湊店

(変更後) ドラッグコスモス御膳松店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 宇野正晃

(変更後) 代表取締役 横山英昭

- 4 変更年月日

(1) 平成28年11月12日

(2) 令和元年6月3日

- 5 変更した理由

(1) 正式な店舗名称が決まったため

(2) 設置者及び小売業者の代表者が変更になったため

- 6 届出年月日

令和元年8月19日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス直川店

和歌山県和歌山市直川567番1外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 宇野正晃
（変更後）代表取締役 横山英昭

4 変更年月日

令和元年6月3日

5 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者が変更になったため

6 届出年月日

令和元年8月19日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第465号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス神前店
和歌山県和歌山市神前字舟田124番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 宇野正晃
（変更後）代表取締役 横山英昭

4 変更年月日

令和元年6月3日

5 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者が変更になったため

6 届出年月日

令和元年8月19日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第466号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス西浜店

和歌山県和歌山市西浜字中新堤内ノ坪885番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 宇野正晃

（変更後）代表取締役 横山英昭

4 変更年月日

令和元年6月3日

5 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者が変更になったため

6 届出年月日

令和元年8月19日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第467号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高野口店
和歌山県橋本市高野口町小田字小北289番3外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 宇野正晃
(変更後) 代表取締役 横山英昭
- 4 変更年月日
令和元年6月3日
- 5 変更した理由
設置者及び小売業者の代表者が変更になったため
- 6 届出年月日
令和元年8月19日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市協四丁目5番8号）
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第468号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス明洋店

和歌山県田辺市目良1763-3外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 宇野正晃

（変更後）代表取締役 横山英昭

- 4 変更年月日

令和元年6月3日

- 5 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者が変更になったため

- 6 届出年月日

令和元年8月19日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第469号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス貴志川店

和歌山県紀の川市貴志川町神戸字貫井30番1外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 宇野正晃

（変更後）代表取締役 横山英昭

- 4 変更年月日
令和元年6月3日
- 5 変更した理由
設置者及び小売業者の代表者が変更になったため
- 6 届出年月日
令和元年8月19日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第470号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス下井阪店
和歌山県紀の川市中井阪字轟塚460番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 宇野正晃
（変更後）代表取締役 横山英昭
- 4 変更年月日
令和元年6月3日
- 5 変更した理由
設置者及び小売業者の代表者が変更になったため
- 6 届出年月日
令和元年8月19日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第471号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス粉河店
和歌山県紀の川市井田字前嶋14番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 宇野正晃
（変更後）代表取締役 横山英昭
- 4 変更年月日
令和元年6月3日
- 5 変更した理由
設置者及び小売業者の代表者が変更になったため
- 6 届出年月日
令和元年8月19日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第472号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス中黒店
和歌山県岩出市金池字春日45-1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 宇野正晃
（変更後）代表取締役 横山英昭
- 4 変更年月日
令和元年6月3日
- 5 変更した理由
設置者及び小売業者の代表者が変更になったため
- 6 届出年月日
令和元年8月19日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第473号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス野上野店

和歌山県岩出市野上野416番外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 宇野正晃
(変更後) 代表取締役 横山英昭
- 4 変更年月日
令和元年6月3日
- 5 変更した理由
設置者及び小売業者の代表者が変更になったため
- 6 届出年月日
令和元年8月19日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)
岩出市事業部産業振興課(岩出市西野202番地の3)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第474号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス有田川店
和歌山県有田郡有田川町大字下津野字南垣内1000外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 宇野正晃
(変更後) 代表取締役 横山英昭
- 4 変更年月日

令和元年6月3日

5 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者が変更になったため

6 届出年月日

令和元年8月19日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第475号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス南紀白浜店

和歌山県西牟婁郡白浜町字峯1629番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 宇野正晃

（変更後）代表取締役 横山英昭

4 変更年月日

令和元年6月3日

5 変更した理由

設置者及び小売業者の代表者が変更になったため

6 届出年月日

令和元年8月19日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

白浜町観光課観光商工係（西牟婁郡白浜町1600番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から令和2年1月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第476号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新宮ショッピングセンター
和歌山県新宮市橋本二丁目3971-1外11筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成31年和歌山県告示第440号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号)
新宮市商工観光課(新宮市春日1番1号)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月13日から同年10月15日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第477号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字荒堀178の13、字才神239の7、239の15
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル

伊都郡かつらぎ町大字花園北寺字フムジ324番1地先から同町大字花園北寺字水ノ本392番2地先まで	旧	6.65 } 17.57	328.15	水の本橋	L=11.00
同上	新	17.00 } 48.23	309.00		

和歌山県告示第479号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園北寺字フムジ324番1地先から同町大字花園北寺字水ノ本392番2地先まで

供用開始の期日 令和元年9月13日

和歌山県告示第480号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

坂本1(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱6号と標柱7号を結ぶ線は昭和52年建設省告示第830号で指定された沖谷川の中心線から右岸8メートルの砂防指定区域線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	船津	九畝町	1158番1	
2号	〃	〃	〃	岡崎	1792番1	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	滝ノ谷	1786番1	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	
7号	〃	〃	〃	沖谷	1058番	
8号	〃	〃	〃	〃	1059番	

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年7月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月13日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	令和元年7月24日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃
和歌山県流域下水道事業会計	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 医業収益の過年度未収金については、平成30年度末で約2,728万円となり、前年度末に比し約98万円減少している。

今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 不用となった固定資産について、不用品処分調書及び固定資産除却報告書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 病棟医療観察カメラ増設業務について、器械備品購入費で支出すべきところ、修繕費で支出し、資産に計上していなかったため、適正に処理されたい。

イ 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、雑賀崎工業団地で34,587㎡、西浜工業団地で2,100㎡の売却を行っているが、平成30年度末現在、未処分地が446,688㎡（事業用借地権設定契約部分80,146㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和元年8月20日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月13日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河野 ゆう

和歌山県監査委員 堀 龍雄

和歌山県監査委員 中西 峰雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
公益財団法人和歌山県農業公社	令和元年8月20日
一般社団法人わかやま森林と緑の公社	〃
和歌山県土地開発公社	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 公益財団法人和歌山県農業公社

就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で750万円であり、前年度末に比し54万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

イ 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成30年度末の借入金残高は、約132億100万円と前年より約7,500万円増加している。

今後とも、全国の動向を注視しながら、適切な債務管理に努められたい。

ウ 和歌山県土地開発公社

(ア) 公社保有土地について、平成30年度において依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。

併せて、調停に代わる決定（平成15年11月25日和歌山地方裁判所）に基づき、借入金の計画的な返済に努められたい。

(イ) 光熱水費の支払において、履行確認を行わず支出している事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。